

名古屋市強度行動障害者受入補助金について

1 趣 旨

生活介護を提供する事業者が、本市の支給決定を受けた強度行動障害者の要件を満たす通所利用者を円滑に受け入れ、かつ行動障害軽減のための適切な支援を行うために要する人件費の補助をするもの。【平成 26 年 4 月 1 日事業開始】

2 補助対象法人

すべての法人（営利法人含む）

3 補助体系

（1）補助対象事業所

本市において生活介護を提供する事業者のうち、次の①から⑤までの要件をすべて満たしているもの。

- ① 事業所定員に対し、強度行動障害者の受入割合が 20%以上であること。
（ただし、施設併設の生活介護事業所にあつては、生活介護事業所の定員から、前年度に当該事業所を利用した者のうち、当該障害者支援施設の入所者の平均利用者数を減じた数に対する対象利用者の受入れが 20%以上であること。なお、対象利用者に施設入所者は含めない。）
- ② 人員配置体制加算ⅠもしくはⅡを算定していないこと。
- ③ 直接処遇職員を人員配置基準人数に加えて「補助対象者の受入人数×0.2 人」配置すること。人員配置体制加算Ⅲを算定している事業所は 2.5：1 の人員配置基準に加えて「補助対象者の受入人数×0.2 人」配置すること。
- ④ 補助金対象者の個別支援計画に行動障害軽減の目標を掲げ、行動障害軽減に向けた支援についての個別ケース会議を月 1 回以上行い、記録を作成すること。
- ⑤ 名古屋市強度行動障害者支援事業における「強度行動障害者専門支援員派遣事業」を利用し、強度行動障害者に対する支援技術の向上に努めること。

（2）強度行動障害者

障害支援区分認定において、行動関連項目の得点合計が 14 点以上のもの。

（3）内 容

補助対象事業所が強度行動障害のある利用者を受け入れ、行動障害軽減に向けた支援を行った場合に生活介護事業の報酬単価に加えて、上乗せ単価補助を行う。

〔単価〕 強度行動障害者 1 人当たり 1 日 2,000 円

ただし、重度障害者支援加算（個人加算あり）の場合は、補助対象外とする。

4 提出書類

- ・名古屋市強度行動障害者受入補助金交付申請書（第 1 号様式）
- ・対象利用者一覧（別紙 1）
- ・補助要件確認表（別紙 2）
- ・直接処遇職員配置予定表（別紙 3）
- ・名古屋市強度行動障害者専門支援員派遣申請書

【問い合わせ先】

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市健康福祉局障害者支援課施設事業係 担当：鬼頭

電話：9 7 2－2 5 6 0、FAX：9 7 2－4 1 4 9

E-mail：a2560@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp